

川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、推進会議で必要と認める事項

2 区長は、前項に定めるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関し、その取組その他の必要と認める事項について、推進会議の委員の意見を求めることができる。この場合において、推進会議は、川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議とみなす。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体、ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (5) 公募による市民
- (6) その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 推進会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。